

あらゆる分野への男女の共同参加

平等・発展・平和をめざして

婦人の政策・方針決定への参加

男性の家庭への理解と関心を

さらに進めましょう



労働省婦人少年局

は し が き

昭和50年の国際婦人年以降、我が国においても「国内行動計画」の目標の達成に向かって各方面でさまざまな活動がすすめられ、中でも男女平等を基本とするあらゆる分野への婦人の参加を促す活動が重点的に行われてきました。

本年は、平等・発展・平和をめざす「国連婦人の10年」の最終年を2年後に控え、残された課題の達成に向け、国民1人1人があらゆる分野において積極的に活動を展開することが期待されます。

第35回婦人週間は、男女の参加の在り方になお偏りが著しい現状の改善を図るため、テーマを「あらゆる分野への男女の共同参加—婦人の10年の目標『平等・発展・平和』達成をめざして—」、活動の重点を(1)社会生活における婦人の政策・方針決定への参加をさらに進める (2)家庭生活への男性の理解と関心をさらに高めるとしました。

この週間を通して、男女双方がその個性と能力を十分発揮し、あらゆる分野へ相互の自立と協調に基づく参加が進められるよう男女双方の自覚を高めるとともに社会一般の理解を深めたいと考えます。

この資料が、男女平等を推進し、婦人の地位向上を図る活動を進めるに際し、御参考になれば幸いです。

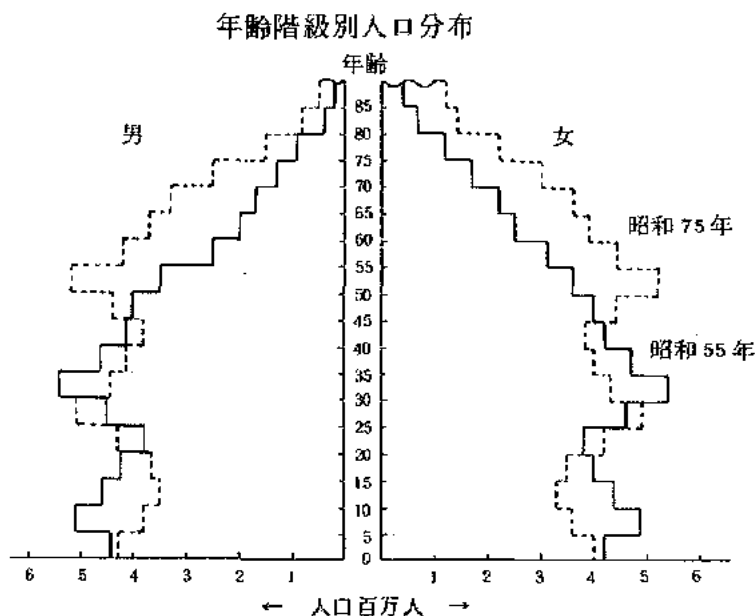
昭和58年3月

労働省婦人少年局

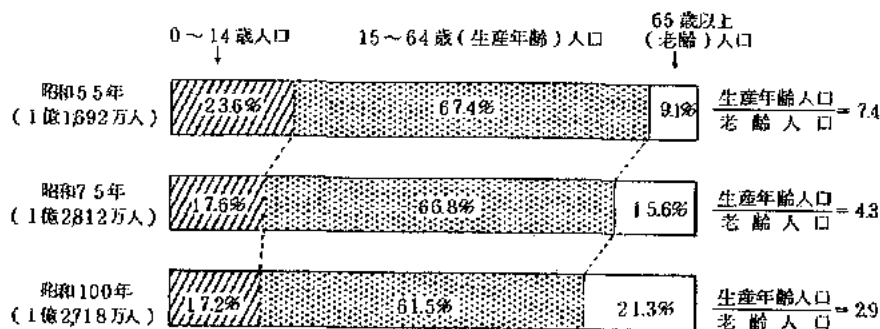
I 婦人の現状

●人口の高齢化が進行しています。

65歳以上の人1人に対して、現在は7人の働き手(15歳以上65歳未満の人)がいますが、将来は3人ぐらいになると推定されています。



年齢階層別人口構成



資料出所：総理府「国勢調査」(昭和55年)

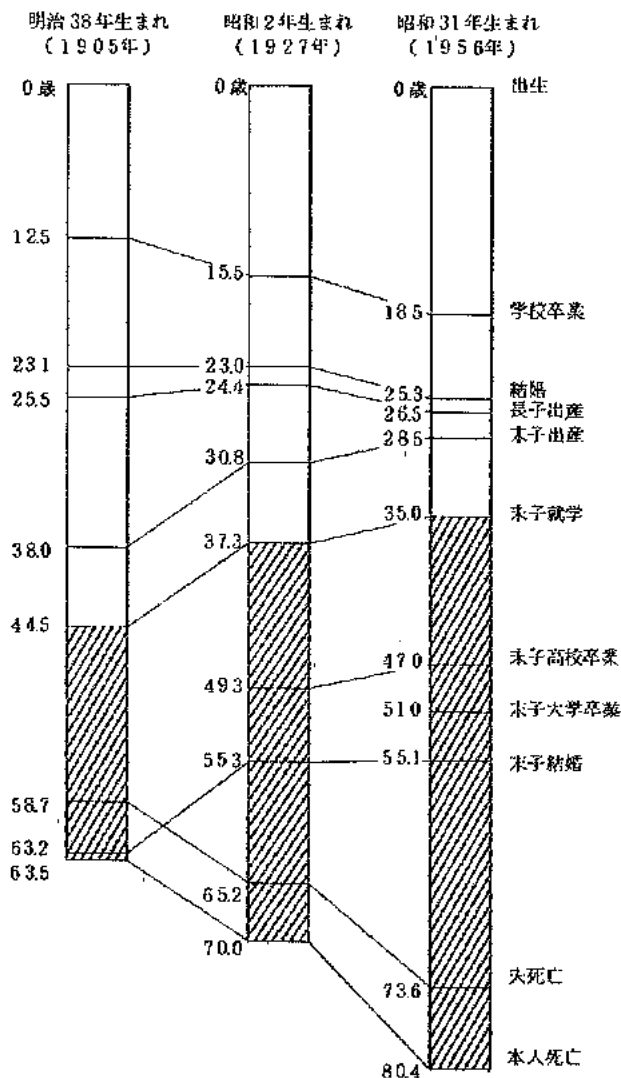
厚生省「日本の将来人口新推計」昭和56年推計(昭和75年、100年)

●女性のライフ・サイクルが大きく変わりました。

我が国女性のライフ・サイクルのモデル

子供の数が戦前の
5人から現在は2人
に減ったことや、平
均寿命が伸びたこと
などから、戦前に比
べると、子育て後の
人生が非常に長くな
りました。

育児からおおむね
手が離れる末子就学
後の人生は、現在は
45年もあります。



(注) このモデルの出生年は、昭和3年、25年、56年の平均初婚年齢から逆算して設定した。各ライフ・ステージは婚姻時における平均値を基に作成したものである。

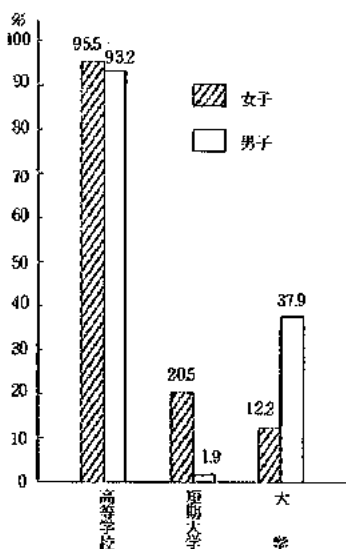
資料出所：厚生省「人口動態統計」、「簡易生命表」、「出産力調査」
文部省「学校基本調査」

●女子の高等学校及び短期大学への進学率は男子の進学率を上回っています。

大学への進学率については女子は男子に比べまだ低い状況にあります。

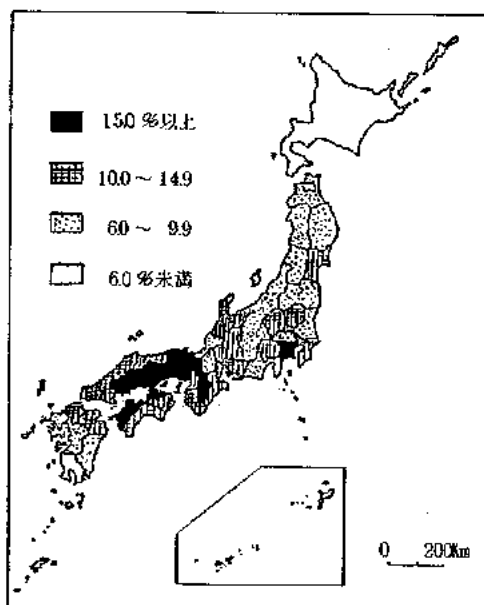
大学への進学率は都道府県別に差があり女子の進学率の高いのは東京21.0%(男子51.8%)、岡山18.3%(男子40.2%)、京都17.4%(男子44.6%)となっています。

高等学校、短期大学、大学への進学率



資料出所：文部省「学校基本調査」(昭和57年)

都道府県別大学への女子の進学率



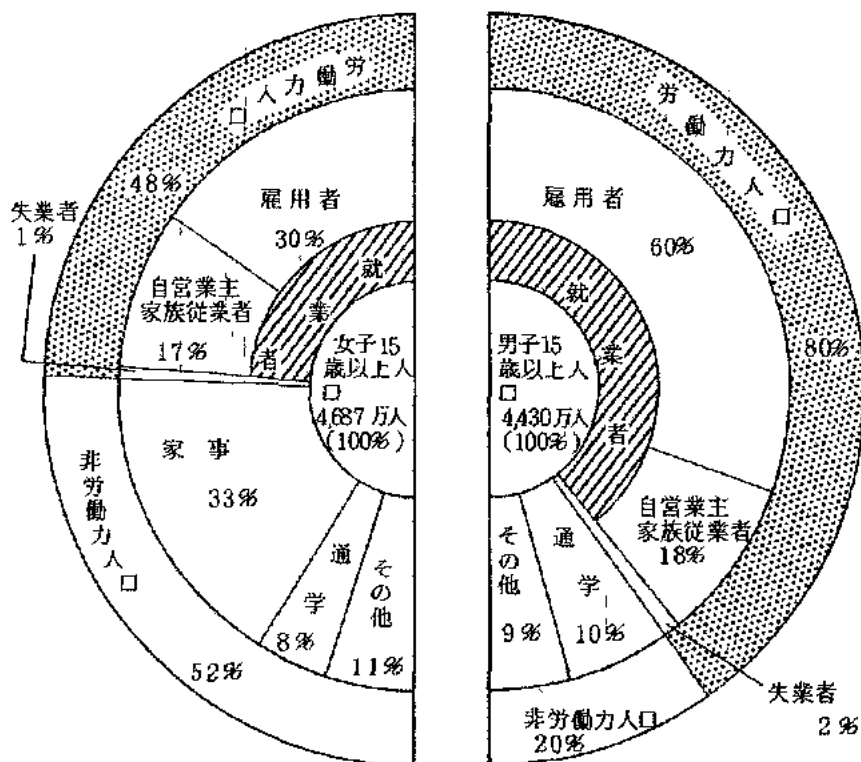
資料出所：文部省「学校基本調査」(昭和57年)

● 15歳以上の女子のうち、家事専業の人は、ほぼ3人に1人です。

15歳以上の婦人は4,687万人ですが、そのうち1,547万人が家事専業で、仕事についている人（就業者）は2,200万人です。

仕事についている人のうち、会社、商店、工場などに雇われて働いている人（雇用者）は1,418万人です。

労働力状態別15歳以上人口



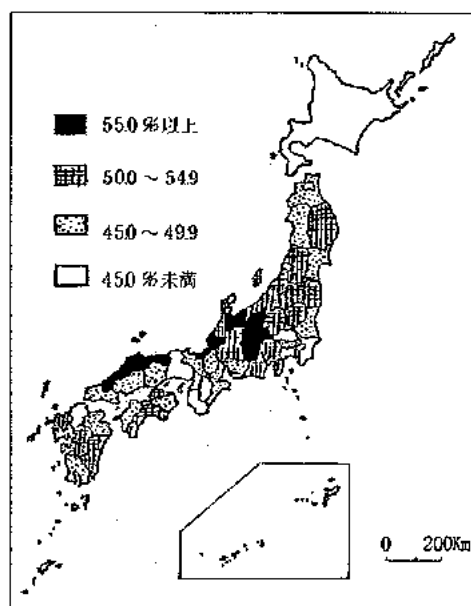
資料出所：総理府「労働力調査」（昭和57年）

●女子の経済活動への参加状況を労働力率でみると地域間でかなり差があります。

全国平均では、55年の女子労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、46.8%（男子82.1%）となっていますが地域別にみると地域の産業構造などの差により最も高いのは鳥取県の59.5%、次いで福井県の56.4%、長野県の56.5%、富山県の56.4%です。

また、女子の労働力率の低いのは、奈良県の35.7%、神奈川県39.5%、沖縄県の40.8%となっています。

都道府県別 女子労働力率

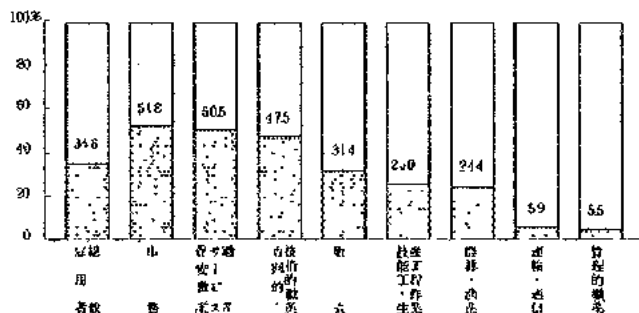


資料出所：総理府「国勢調査」55年

（注）労働力人口：15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたもの。

- 女子の就業分野のうち、専門的・技術的職業では女子が半数を占めています。しかし、管理的職業ではまだ低い割合となっています。

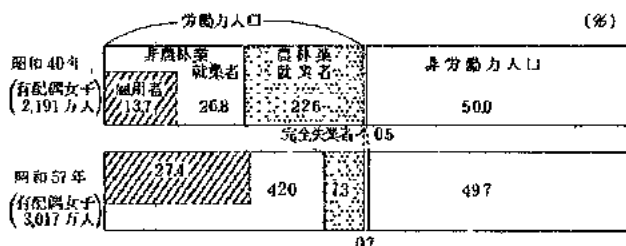
職業別にみた女子雇用者の占める割合



資料出所：総理府「労働力調査」（昭和57年）

- 主婦のうち雇用者の割合が高くなり、現在、4人に1人以上が雇われて働いています。

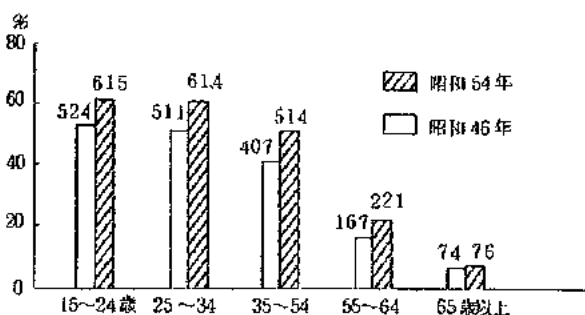
有配偶女子の就業状態別構成比



資料出所：総理府「労働力調査」

仕事についていない主婦のうち就業を希望する人が増えています。

年齢階級別 有配偶女子の就業希望率の推移(世帯主の妻)



資料出所：総理府「就業構造基本調査」

●婦人の投票率は男子を上回っています。

婦人がはじめて参政権を行使した昭和21年の第22回総選挙では、婦人の投票率は67.0%で男子(78.5%)を下回っていましたが、44年以降は男子を上回るようになり、55年の第36回総選挙では75.4%(男子73.7%)となっています。

●国会や地方議会の議員のうち、婦人はまだ1割にも達していません。

婦 人 議 員 数

区 分	議 員 総 数	婦 人 議 員 数	総数に占める 婦人の割合
国 会 議 員	人	人	%
衆 議 院	505	9	1.8
参 議 院	247	16	6.5
地 方 議 会 議 員			
都道府県議会	2,825	33	1.2
市 議 会	20,067	456	2.3
町 村 議 会	46,874	296	0.6
特別区議会	1,045	73	7.0

資料出所：衆院・参院各事務局、自治省選挙部調べ

(注) 1. 衆・参議員は、昭和57年8月現在の現員数である。

2. 地方議会議員は、昭和56年12月31日現在の現員数である。

諸外国における婦人の国会議員数

区 分	上 院			下 院		
	総 数	婦人数	総数に占める婦人の割合	総 数	婦人数	総数に占める婦人の割合
ア メ リ カ	100人	2人	2.0%	435	19	4.4
イ ギ リ ス	1,179	62	5.4	635	19	3.0
オ ラ ン ダ	75	14	18.7	150	27	18.0
カ ナ ダ	104	10	9.6	282	15	5.3
スウェーデン	*349	92	26.4	(連邦議会)		
西 ド イ ツ				519	46	8.9

*印は一院制の国である。昭和56年8月1日現在外務省調べ

- 中央に設置されている審議会の婦人委員の数は国際婦人年以後やや増えていますが、まだ4.3%にすぎません。

国の各種審議会等の委員数

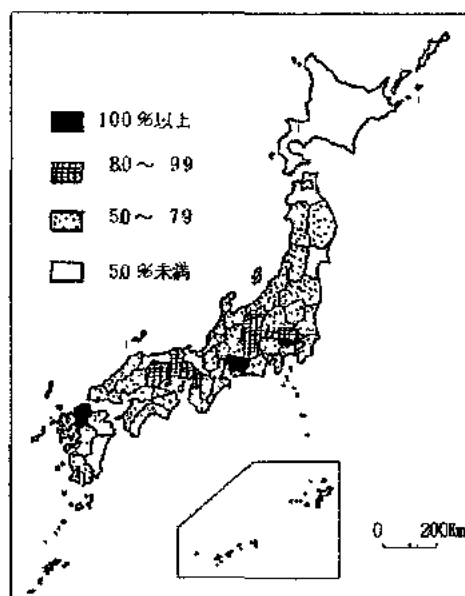
区 分	審議会 総 数	婦 人 を 含 む 審議会数	総数に占め る婦人を 含む審議 会の割合	委員総数	婦 人 委員数	総数に占 める婦人 の 割 合
昭 和 50 年 1 月 1 日現在	237	73	30.8%	5,436人	133人	2.4%
昭 和 57 年 6 月 1 日現在	438	184	42.0%	8,408	360	4.3%

資料出所：中央は総理府、地方支分部局は労働省調べ

(注) 50年は中央に設置されているもののみの数である。57年は中央及び地方支分部局に設置されているものの計である。

都道府県別 各種審議会の婦人委員の割合

法律に基づいて都道府県に設置されている審議会等の婦人委員の割合は、全国平均6.5%となっています。10%をこえているのは福岡(11.6%)、東京(11.0%)、愛知(10.6%)の3県です。



57 6 1 現在 労働省婦人少年局調べ

Ⅱ あらゆる分野への男女の共同参加

— 婦人の 10 年の目標「平等・発展・平和」達成をめざして —

1 あらゆる分野への男女の共同参加を進めましょう。

1975 年の国際婦人年に続いて、平等・発展・平和を目標に 1976 年に始まった「国連婦人の 10 年」は、残すところ 2 年余りとなりました。

我が国も署名した「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の前文にも、国の発展と世界の福祉、平和のためにあらゆる分野に婦人が男子と同等の条件で最大限に参加することが必要であること、また、社会、家庭における男女の固定的役割を変えることが男女間の完全な平等の達成に必要であることが強調されています。そして、世界の各国が「国連婦人の 10 年」の目標達成をめざし、一層の努力を傾けています。

我が国においても、「婦人に関する施策の推進のための『国内行動計画』後期重点目標」に沿って、国・地方公共団体、民間団体、個人等各方面で様々な活動が展開されていますが、婦人差別撤廃条約の批准のための条件整備に努めることが当面する最も大きな課題となっています。

世界人権宣言をはじめ我が国の憲法等でうたわれているように人間の尊厳の尊重と男女平等の確保は現代社会の基本的原理です。

国際婦人年を契機に、男女の平等が大きく前進し、婦人の活動分野は広がりました。しかし、長い歴史の中で培われてきた男女の固定的役割分担意識が日常生活のさまざまな面におお存在し、男女双方の活動の範囲を狭く偏ったものにしてしています。特に、地域、職場等社会生活における政策・方針決定への婦人の参加が、まだまだ少なく、一方、家庭生活における役割と責任は、多くの場合婦人が担っている現状がみられ男性の理解と関心が十分とはいえません。

人口の高齢化が急速に進んでいる我が国においては、婦人の生涯の中で子供に手がからなくなってから後の長い中高年期をどのように生きるか、また、職業生活引退後の人生をどのように充実させるかは、男女それぞれの生涯にとっても、これからの社会にとっても重要な課題となっており、男は仕事、女は家庭という偏った生き方を変え、男女共家庭へも社会へも広く関わる充実した生き方を選択できるようになることが必要です。男性も女性も政治、経済、社会、文化等国民生活のすべての領域で共に役割と責任を果たし、社会の発展に貢献していきましょう。

2 社会生活における婦人の政策・方針決定への参加をさらに進めましょう。

近年、経済社会の発展に伴い、婦人の生活は大きく変化しました。平均寿命の伸長、出生率の低下、教育水準の向上、家庭電器器具の普及等による家庭生活の合理化、自由時間の増大等により、婦人の生涯の展望は全く新しいものとなり、職業をはじめ様々な社会的活動に参加する婦人が増加しましたが、さらに社会参加を求める婦人が一層増加しています。

しかし、地域や職場など社会生活のさまざまな場での政策・方針決定に参加している婦人は、依然としてわずかです。国会議員や地方議会議員をはじめ行政機関等に設置されている各種の審議会委員等公職に就いている婦人の割合は低く、さらに町内会、PTA、協同組合等、身近な活動に多くの婦人が参加していますが、

「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感するか (％)

	計	同 感 す る	同感しない	どちらとも いえない
54年10月	100	36	34	30
51年 8月	100	49	40	10

資料出所：総理府「婦人に関する世論調査」

会長等責任ある役職に就いている婦人は必ずしも多くはありません。また、職場や労働組合等でも役職等に就いている婦人は少ない現状がみられます。

法律や制度のうえでの男女の不平等はかなり解消されましたが、政策・方針決定への婦人の参加を妨げている大きな原因として、家庭におけるしつけ、社会慣習や企業の慣行の中に男女の固定的役割分担意識に基づく婦人に対する偏見が根強く残っていることがあげられます。そのことが婦人の側の意欲の欠如を生み出すことともなっています。

行政の施策や地域で取り組まれている様々な活動の内容は、個々人の生活と不可分に結びついています。生活に影響ある重要な決定の場に男性ばかりでなく婦人の意見や経験を十分反映させましょう。また、我が国経済社会の発展にとって、婦人の意見や経験が各種の生産活動やサービスの提供等の場に十分反映されることが必要です。職場においても婦人に対する偏見にとらわれず、個人の能力や適性に応じて、政策・方針決定に参加できるよう男性と同じように配慮し、育てていくことがのぞまれます。

いうまでもなく婦人が種々の分野で政策・方針決定に参加していくためには、第1に婦人自身の自覚と粘り強い努力が必要です。婦人もまた男女の役割を固定的にみる社会通念にとらわれ地域や職場の中で男性依存の消極的態度をとっていないかどうか反省するとともに、自己の生活設計を持って、家庭だけでなく広く社会に目を向け、知識や社会的経験を積み重ね、能力をより高めましょう。そして、社会生活の様々な場で、積極的に政策・方針決定に参加し、婦人の意見や経験を十分反映させましょう。

3 家庭生活への男性の理解と関心をさらに高めましょう。

家庭は、社会を構成する基本的な単位です。男女が夫婦としてまた父母として家庭内の役割と責任を共に担っていくことは、家族の心身の安定のためにも、男女平等の基盤に立った社会を築くうえでも重要な意義を持っています。

少しずつ変わってきていますが、「男は仕事、女は家庭」という固定的役割分担意識が男性の側にも婦人の側にも残っていることもあってまだ大部分の家庭では、家事、育児等の役割と責任はほとんど婦人が担っており、男性の理解と関心が十分ではない現状がみられます。

一人の人間として社会にも家庭にも広く関わり充実した人生を送るとともに人間性豊かな社会を築いていくうえで、男性は仕事だけでなく、子供の教育、消費生活、家事等家庭内の様々な役割と責任にもっと目を向け家族との人間的ふれあいを深め、近隣との交流を図ることがのぞまれます。家庭への男性の理解と関心を高めるためには地域や職場の条件、環境が整備されることも必要なことですが、家事・育児等は婦人だけのものとの考え方を改め

有業・無業別男女の週全体の平均生活時間

(時間・分)

区 分		1 次活動		2 次活動			3 次活動	交 際						休養・くつろぎ
		活動	睡眠	活動	家事・育児	仕事		能動的活動	学習活動 (学業以外)	趣味・娯楽	スポーツ	奉仕活動	交際	新聞・雑誌・ラジオ・テレビ
有業	女	1028	736	933	236	554	359	057	006	023	002	017	145	104
	男	1038	801	826	007	720	456	129	008	041	002	025	204	111
無業	女	1101	801	623	412	017	636	149	016	051	003	026	240	137
	男	1110	831	428	016	018	823	253	036	132	002	028	303	145

(注) 1) 1次活動……生理的に必要な活動で、睡眠、食事、身のまわりの用事など。

2) 2次活動……義務的、拘束的な活動で仕事、家事・育児、在学者の勉強・研究など。

3) 3次活動……余暇的活動で、スポーツ、趣味・娯楽、休養など。

資料出所：総理府「社会生活基本調査」(56年)

ることが期待されます。また、男性が家庭生活における役割と責任を担っていけるよう子供の頃からしつけや教育に配慮することが必要なことと考えられます。

国際的にも家庭責任は、男女共通のものという考え方が出されています。ILOにおいても、家庭責任は婦人だけのものではなく男女の共同責任であるとの認識から、「昨年、これまでの「家庭責任をもつ婦人の雇用に関する勧告」(第123号)を廃棄し、「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約」(第156号)及び同勧告(第165号)が採択されました。

男女双方が、平等な立場で、尊重し、協力しながら、固定的役割分担にとらわれない新しい家族関係、家庭生活を築きましょう。

核家族における夫の家事・育児参加の程度、仕事の内容

(※)

項 目	其 備 き				非 其 備 き			
	計	いつも する	時々 する	ほとんど 全 しない	計	いつも する	時々 する	ほとんど 全 しない
項 目 総 数	1000	101	406	493	1000	88	360	552
掃 除	1000	-	542	458	1000	11	359	630
洗 濯	1000	36	229	735	1000	12	109	881
日 常 の 買 物	1000	24	554	422	1000	54	489	456
朝 食 の 仕 度	1000	12	120	867	1000	11	98	892
夕 食 の 仕 度	1000	-	229	771	1000	-	120	881
食 器 洗 い	1000	24	373	602	1000	-	174	826
大 工 仕 事 ・ 修 理	1000	229	554	217	1000	283	576	141
子 供 の 遊 び 相 手 ・ お 守	1000	208	623	169	1000	146	732	122
子 供 の 勉 学 指 導	1000	143	408	449	1000	-	559	441
子 供 の 送 り 迎 え	1000	103	436	461	1000	22	348	631
学 校 ・ 保 育 園 等 の 行 事	1000	89	444	466	1000	13	439	544
自治会・町内の共同作業や会合	1000	205	373	422	1000	228	348	424
自分の身の回りの始末	1000	289	506	205	1000	283	446	272

(注) 勤労者家庭の夫からの回答数値である。

資料出所：労働省「勤労者及び勤労者世帯の妻の家族意識に関する調査」(昭和56年)

- その1 男女の共同参加に関する事項 -



第35回婦人週間の実施について

婦人週間は、婦人の地位向上のための特別活動として、昭和24年に設けられたもので、我が国の婦人が、初めて参政権を行使した4月10日を記念して、この日に始まる1週間、労働省主唱により全国的に展開されます。

本年は、国際婦人年に続く「国連婦人の10年」の最終年を2年後に控え、「国内行動計画」に基づく啓発活動の一層の推進を図るため、第35回婦人週間を実施します。

○ テーマ あらゆる分野への男女の共同参加

— 婦人の10年の目標「平等・発展・平和」達成をめざして —

○ 活動の重点

(1) 社会生活における婦人の政策・方針決定への参加をさらに進める。

(2) 家庭生活への男性の理解と関心をさらに高める。

国連婦人の10年1980年世界会議において、国の発展と世界の福祉・平和の推進のために、政治、経済、社会、文化のあらゆる分野に婦人が男子と等しく、最大限に参加することの必要性及び社会、家庭における男女の役割と責任についてのこれまでの在り方を変えることの重要性が強調されました。これを受け、我が国においては「婦人に関する施策の推進のための『国内行動計画』後期重点目標」が策定されたところであり、平等・発展・平和をめざす「国連婦人の10年」の最終年を2年後に控え、残された課題の達成に向け、国民1人1人があらゆる分野において積極的に活動を展開することが期待されます。

婦人週間においては、これまで、男女の平等とあらゆる分野への男女双方の参加を進めるための活動が行われてきました。本年は、男女の参加の在り方になお偏りが著しい現状の改善を図るため、

(1) 社会生活における婦人の政策・方針決定への参加をさらに進める。

(2) 家庭生活への男性の理解と関心をさらに高める。

を本活動の重点とし、特に、地域、職場など社会の種々の分野で政策・方針決定への婦人の参加をさらに進めるとともに、子どもの教育、消費生活など身近な生活の場における固定的役割分担を見直し、家庭生活への男性の理解と関心を高め、男女双方がその個性と能力を十分発揮し、相互の自立と協調に基づく参加が進められるよう男女双方の自覚を高めるとともに社会一般の認識を深めることとします。

○ 期 間 昭和58年4月10日 ～ 16日

○ 主催機関の行うこと

講演会、討論会、講座等本週間の趣旨に沿った行事を実施します。また、活動事例の収集、特別相談の実施、資料の作成、広報活動等を行います。

○ その他

本週間は、関係官公庁、婦人団体、青年団体、労働団体、経営者団体、社会福祉団体、職能団体、文化団体、報道機関等の協力を得て実施するとともに、関係機関、団体による自主的活動を期待します。